

選評

香山里絵

華族世襲財産法と文化財保護—尾張徳川家の事例を中心に—

本論文は、明治十九年に制定された華族世襲財産法の意義を文化財保護の観点から読み解いた初めての試みといえる。

文化財の保護をめぐる従来の研究は、維新にともない破壊、海外流出の危機に瀕した古社寺の宝物とそれに応じた政府の施策、および帝室の御物や博物館の活動を中心に進められてきたが、その一方で、多くの優れた美術品を有していたはずの華族（旧公家、旧大名家等）のコレクションに対する同様の研究は手付かずと言ってよい状況にあった。

本論文はこうした現状を踏まえ、最有力華族の一家である尾張徳川家に残された史資料に掘りつつ、華族世襲財産法のとりわけ「附属物」規定が、華族コレクションに含まれる文化財の保護に積極的な役割を果たしていたことを明らかにするものである。

元来、華族の品位を保つ目的で制定された華族世襲財産法は、一定の収益を上げる不動産、公債証券類をその対象とし、同法の適用を受ける華族はそれらに加え、特に世襲すべき家屋、庭園、凶書、宝器等を世襲財産の「附属物」として申請することができた。「世襲財産」「附属物」とも認可ののちは売却、譲渡が禁じられたが、筆者はまず同法の制定過程の文書を精読することで、その「附属物」指定に当該文物の散逸を防ぐ意図が込められていた可能性を見出している。

次いで筆者は、尾張徳川家の事例にもとづき、同家の世襲財産「附属物」の取捨選択に関して、明治二十一年に宮内省に設置され明治三〇年に博物館がその業務を引き継ぐまで文化財の保護行政にあたった臨時全国宝物取調局の関与が大きかった事実を指摘する。当初は家中での分類に従いその上級文物のみを申請するつもりでいた尾張徳川家に対し、同局の担当者は申請内容を全国的な宝物鑑査の方針に沿ったものに改めるよう指導を行い、その際には、文物ごとの記載情報も重要な文化財目録の体をなすよう、各家の枠組みを超えた統一が図られたという。

文化財の保護行政は明治三〇年制定の古社寺保存法で一応の法制化に至るものの、同法の対象は古社寺の所有する建造物と宝物に限られ、公共団体や私人の所有にかかる文化財に対する法的な保護は、昭和四年の国宝保存法の制定を待たねばならなかった。本論文でその一端が明らかになった華族世襲財産法の適用事例は、同法の「附属物」規定が、国宝保存法の公布以前にさかのぼる状況において、古社寺以外に所蔵される重要な文化財の散逸防止に一定の役割を果たしていたことを物語っている。

なお当然ながら、本論文で示された尾張徳川家の事例は、他の旧公家、旧大名家にもあてはまると考えざるを得ない。本論文が呼び水となり、他の華族コレクションにおける同様の事例についても個別の研究が進めば、華族世襲財産法が近代の文化財保護に果たした役割の全貌に迫ることが可能となる。その意味でも、本論文の先駆的な意義は極めて大きい。また筆者も指摘する通り、大正五年の同法改正で華族世襲財産の廃止が可能となって以降、華族コレクションの売立（入札）が急増している事実は注目に値する。今日、日本美術史をかたちづくる作品の多くが大正期以降の売立で世に現れたことを思えば、それらを一定期間散逸から守った華族世襲財産法の価値は、美術史学の立場からもあらためて見直す必要があるように思われる。

以上の理由から香山里絵氏に『美術史』論文賞を贈り、その功績を称える。